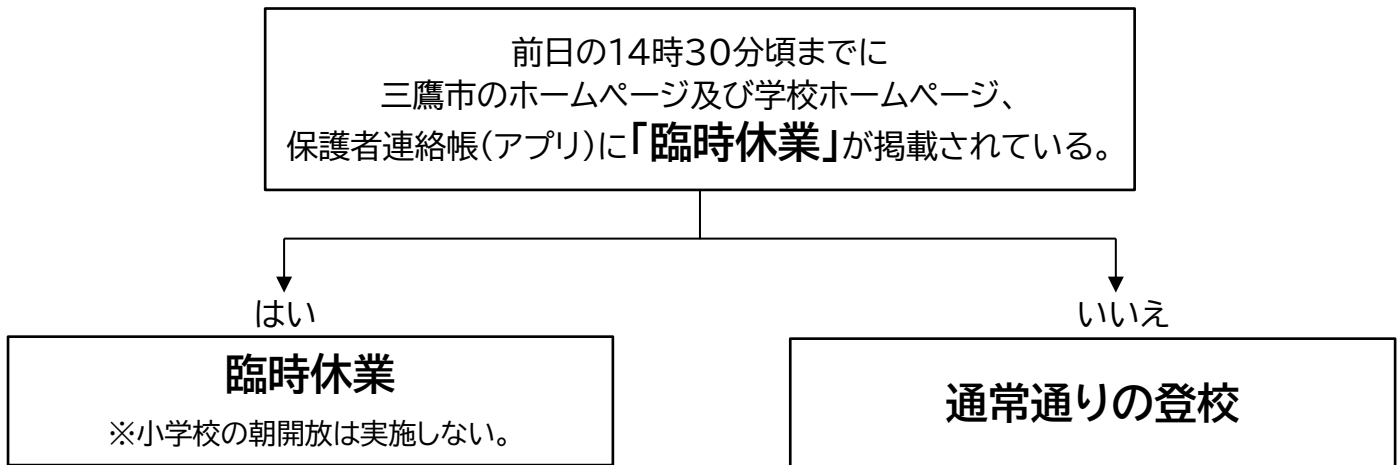
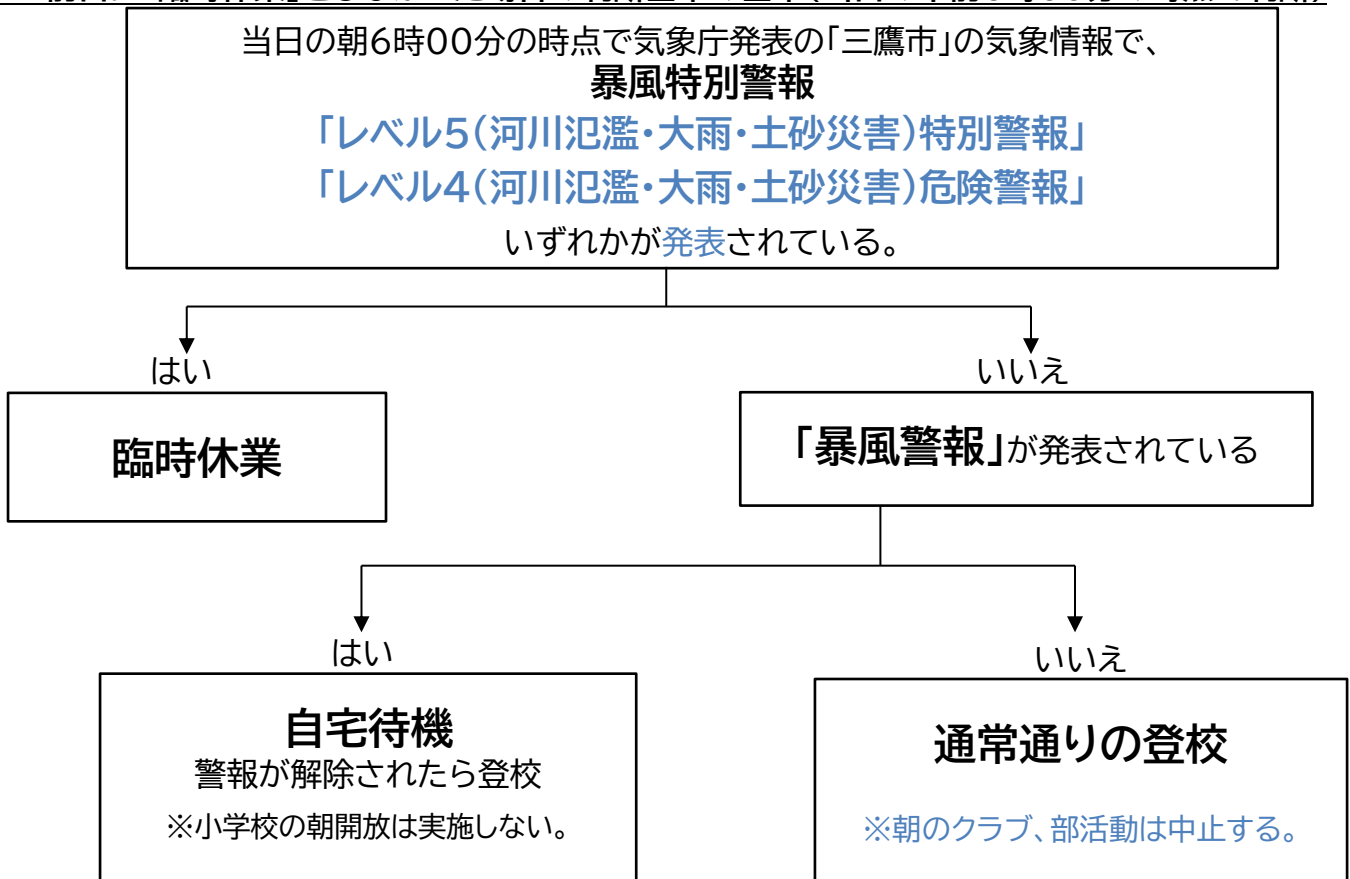


【家庭版】台風の接近等に伴う基本的な対応について(前日～登校前)

1 前日に「臨時休業」を決定する場合



2 前日に「臨時休業」としなかった場合の判断基準の基本(当日の午前6時00分の時点で判断)



- ※ 「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」が発令されていない場合は通常通りの登校となります。
- ※ 上記のフローは原則であり、保護者の判断で登校を見合わせたり、遅らせたりしても構いません。安全確保のために自宅待機をしたり、登校を遅らせたりした場合には「欠席」や「遅刻」の扱いとはなりません。その際には、学校にご連絡ください。